

平成 30 年 6 月

お客様へ

株式会社ポートフォリア

「みのりの投信」・「みのりの投信（確定拠出年金専用）」
信託約款変更のお知らせ

投資信託を運営するルールを定めた信託約款の一部につき変更を行いますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象となる投資信託

- (1) みのりの投信
- (2) みのりの投信（確定拠出年金専用）

2. 目的・変更内容

運用管理費用（信託報酬）の支払い頻度を年 4 回（1、4、7、10 の各月）から年 2 回（4、10 の各月）に変更し、事務負担の軽減を図ります。

3. 変更の日程（予定）

平成 30 年 6 月 29 日 内閣総理大臣への届出日
平成 30 年 6 月 30 日 変更適用日

4. その他

- ・ 上記の変更はお客様に不利益をもたらすものではないため、書面での決議は行いません。
- ・ 変更適用日である平成 30 年 6 月 30 日以降に使用開始となる目論見書や当社ホームページ、当決算期後に作成する運用報告書において変更内容を記載する予定です。
- ・ 信託約款の変更点につきましては、次ページに新旧対照表をご紹介します。
- ・ 上記の変更は「みのりの投信」ならびに「みのりの投信（確定拠出年金専用）」の運用に何ら影響はありません。お客様の大切な資産を着実に増やすことができるよう努めますので、引き続きよろしく願いいたします。

